

独立行政法人国際協力機構の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

【業績反映の状況】

役員の本俸月額、外務省の独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案の上、その者の職務実績等に応じて理事長が決定する評価に基づき、これを変更することができる。

【法人の長の報酬について】

開発途上地域の経済・社会開発、復興を通して国際協力の促進並びに我が国や国際社会の健全な発展に寄与する団体の長として、各国訪問先でのハイレベル会合や国際会議に参加する。類似の業務を実施する他国際機関の長の報酬と比較するとその水準は低くとどまっている。

【主務大臣の検証】

独立行政法人の長の年間報酬(平成24年度実績)では第4四分位(四分割した際の上位から1グループ目)にあるものの、その業務内容および他国の同様の機関の長と比較するとおおむね妥当な水準といえる。

② 役員報酬基準の改定内容

理事長	特になし。	}
理事	特になし。	
監事	特になし。	
監事(非常勤)	特になし。	

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
A理事長	千円 19,098	千円 12,214	千円 4,930	千円 1,954 (地域手当)			
B副理事長	千円 16,423	千円 10,503	千円 4,240	千円 1,680 (地域手当)			*
C理事	千円 13,991	千円 9,084	千円 3,378	千円 1,453 (地域手当) 76 (通勤手当)			*
D理事	千円 7,068	千円 4,542	千円 1,740	千円 727 (地域手当) 59 (通勤手当)		9月30日	◇
E理事	千円 14,461	千円 9,084	千円 3,667	千円 1,453 (地域手当) 256 (通勤手当)			◇
F理事	千円 5,902	千円 3,492	千円 1,740	千円 559 (地域手当) 110 (通勤手当)		8月19日	※
G理事	千円 4,402	千円 2,221	千円 1,740	千円 355 (地域手当) 86 (通勤手当)		6月28日	※
H理事	千円 14,476	千円 9,084	千円 3,667	千円 1,453 (地域手当) 271 (通勤手当)			※
I理事	千円 5,947	千円 4,542	千円 578	千円 727 (地域手当) 100 (通勤手当)	10月1日		※
J理事	千円 5,900	千円 4,542	千円 578	千円 727 (地域手当) 54 (通勤手当)	10月1日		※
K理事	千円 7,284	千円 4,542	千円 1,927	千円 727 (地域手当) 88 (通勤手当)	10月1日		◇
L監事	千円 13,014	千円 8,207	千円 3,313	千円 1,313 (地域手当) 180 (通勤手当)			※
M監事	千円 13,057	千円 8,207	千円 3,313	千円 1,313 (地域手当) 224 (通勤手当)			
O監事	千円 2,485	千円 2,052	千円 0	千円 328 (地域手当) 105 (通勤手当)	1月1日		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」、該当がない場合は空欄。

注3:「地域手当」は、民間における賃金、物価および生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	該当なし					

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

当法人は、第一期中期計画において本部の一般管理費を平成14年度と比較して10%削減することとし、人件費についても中期計画の範囲内で抑制に努め、人件費総額の削減に努めてきたところである。

第二期中期計画においては、引き続き早期退職の推進等を実施するなど人件費の削減に努めることとし、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度から5年間に於いて5%以上の削減を行うこととし、更に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、人件費を平成18年度からの6年間で6%以上削減することを目標としている。これらの目標に基づく人件費削減の取り組みの結果、平成23年度には平成17年度比で目標の△6.0%以上を上回る△7.1%の削減を達成した。

平成24年度から開始される第三期中期計画においても、政府方針を踏まえて人件費等の見直しを図るものとする。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人の職員のうち、語学力や折衝・調整能力に加え、高い専門性が必要な職種については、大卒のみならず大学院卒の人材を積極的に確保する必要がある。こうした職種の人材層は、新卒採用においては民間企業特に総合商社等と、経験者採用では国際機関等と競合しており、人材を確保するためには相応の給与水準が必要。

上記の特性を勘案しつつ、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証し、見直しを進める方針。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

中期計画に基づく毎事業年度の計画の達成状況及び業務実績を踏まえて各職員の人事評価を実施し、評価結果を賞与及び昇給・昇格に反映している。具体的には下記のとおり。

- ・1年に一度行われる勤務評価に基づき、翌期の賞与における査定率が適用される。
- ・1年間の勤務評価が、翌年度の昇給・昇格に反映される。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給	勤務評価に基づき昇給・昇格に差を設ける。
査定賞与	勤務評価に基づき査定率を適用する。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

給与水準の再精査を踏まえ、平成23年4月に導入した役職定年制の運用を本格化させた。また、勤務地限定制度、職務限定制度といった職員構成を見直す施策の着実な運用を図った。

平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号。以下「給与特例法」と言う。)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の措置を講じたこととした。

(1) 役員

- ・平成24年4月から平成26年3月まで以下の内容の臨時特例を実施。
本俸月額及び地域手当の支給額の減額(△9.77%)
特別手当の支給額の減額(△9.77%)

(2) 職員

- ・平成24年6月から平成26年5月まで、以下の内容の臨時特例を実施。
基本給の支給額の減額(資格・等級に応じて△9.77%、△7.77%、△4.77%の3区分)
賞与の支給額の減額(資格・等級にかかわらず一律△9.77%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

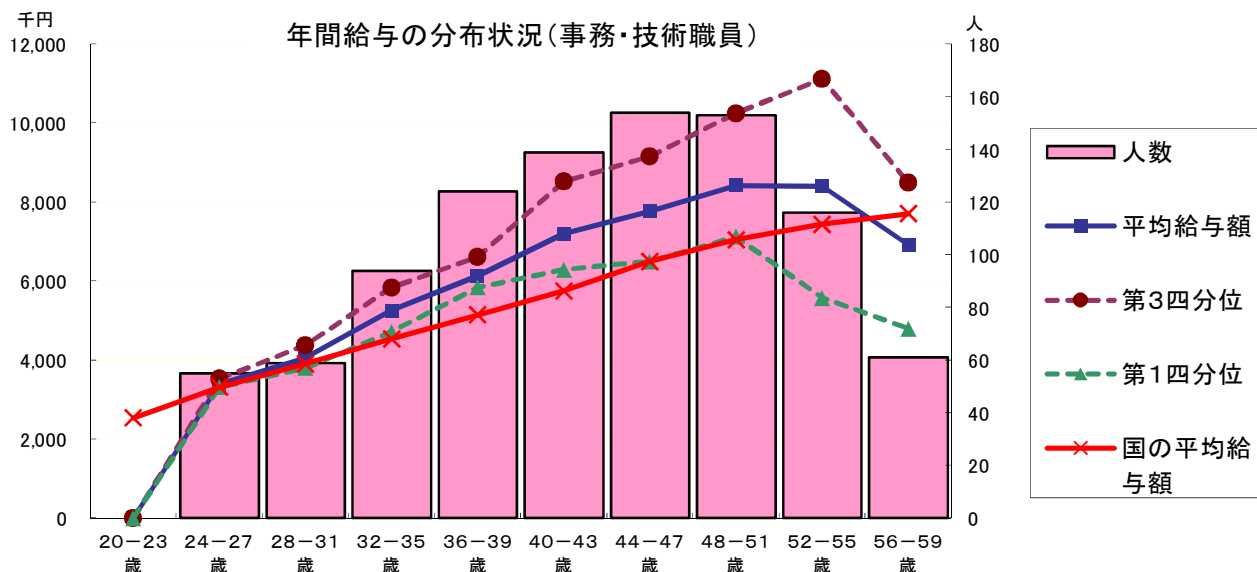
区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 914	歳 43.7	千円 7,124	千円 5,374	千円 139	千円 1,750
事務・技術	人 914	歳 43.7	千円 7,124	千円 5,374	千円 139	千円 1,750
在外職員	人 240	歳 40.5	千円 11,325	千円 10,092	千円 0	千円 1,233
任期付職員	人 42	歳 40.2	千円 4,464	千円 3,389	千円 109	千円 1,075
事務・技術	人 42	歳 40.2	千円 4,464	千円 3,389	千円 109	千円 1,075
再任用職員	人 4	歳 62.3	千円 2,982	千円 2,884	千円 167	千円 98
事務・技術	人 4	歳 62.3	千円 2,982	千円 2,884	千円 167	千円 98
非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:該当者が2名以下の職種については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

注3:職種区分のうち、事務・技術以外の職種(研究職種等)については該当する職員がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
本部課長	148	45.4	8,443	9,110	8,775		
本部係員	453	39.3	4,100	6,630	5,441		

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	経営職	執行職	基幹職	専任職	指導職A	指導職B
標準的な職位		部長	次長	課長	一般職員	一般職員	一般職員
人員 (割合)	人 914	人 49 (5.4%)	人 107 (11.7%)	人 189 (20.7%)	人 16 (1.8%)	人 248 (29.1%)	人 55 (6.0%)
年齢(最高 ～最低)		歳 59 ～ 50	歳 54 ～ 44	歳 54 ～ 39	歳 59 ～ 56	歳 59 ～ 34	歳 39 ～ 31
所定内給 与年額(最 高～最低)		千円 9,407 ～ 7,853	千円 9,047 ～ 6,462	千円 7,893 ～ 5,506	千円 8,356 ～ 5,855	千円 5,961 ～ 3,743	千円 4,716 ～ 3,029
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 12,841 ～ 10,471	千円 11,294 ～ 8,859	千円 10,189 ～ 7,325	千円 9,693 ～ 7,174	千円 7,751 ～ 4,867	千円 6,007 ～ 3,782

(常勤職員続き)

区分	計	業務職A	業務職B	特定職A	特定職B	特定職C
標準的な職位		一般職員	一般職員	一般職員	一般職員	一般職員
人員 (割合)	人	人 62 (6.8%)	人 54 (5.9%)	人 70 (7.7%)	人 26 (2.8%)	人 38 (4.2%)
年齢(最高 ～最低)		歳 56 ～ 26	歳 29 ～ 24	歳 59 ～ 32	歳 59 ～ 26	歳 59 ～ 39
所定内給 与年額(最 高～最低)		千円 4,321 ～ 2,696	千円 2,880 ～ 2,151	千円 4,712 ～ 3,072	千円 3,439 ～ 2,285	千円 3,568 ～ 1,986
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 5,712 ～ 3,586	千円 3,696 ～ 2,872	千円 6,184 ～ 4,029	千円 4,506 ～ 2,987	千円 4,580 ～ 2,596

(任期付職員)

区分	計	指導職A相当	指導職B相当	業務職A相当	業務職B相当
標準的な職位		一般職員	一般職員	一般職員	一般職員
人員 (割合)	人 42	人 19 (45.2%)	人 10 (23.8%)	人 13 (31.0%)	人 0 —
年齢(最高 ～最低)		歳 55 } 34	歳 41 } 30	歳 63 } 30	歳 —
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 4,123 } 3,029	千円 3,366 } 2,922	千円 3,102 } 2,255	千円 —
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 5,468 } 4,086	千円 4,444 } 3,819	千円 4,124 } 2,989	千円 —

注: 該当者が2名以下の級については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 68.8	% 68.7	% 68.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 31.2	% 31.3	% 31.2
	最高～最低	% 39.1～17.6	% 40.7～17.6	% 39.1～17.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 70.1	% 70.0	% 70.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 29.9	% 30.0	% 30.0
	最高～最低	% 39.1～0.0	% 39.1～0.0	% 39.1～0.0

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

115.3

対他法人(事務・技術職員/研究職員)

110.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 115.3		
	参考	地域勘案	103.6
		学歴勘案	111.5
地域・学歴勘案		100.5	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	1. 在職地域・学歴構成 比較対象の国家公務員行政職(一)に比べ、都市部在職者及び大学卒以上の者の比率が高いことから、対国家公務員指数は14.8ポイント高くなっている。 地域手当支給区分別人員構成比		
	支給区分	当法人の事業所の所在地	当法人※1 国※2
	1級地	東京都特別区	84.2% 30.0%
	2級地		0.0% 4.9%
	3級地	横浜市、名古屋市、つくば市	4.3% 9.7%
	4級地	神戸市	3.0% 10.5%
	5級地	仙台市	0.6% 5.6%
	6級地	札幌市、金沢市、高松市、北九州市	3.9% 12.6%
	非支給地	帯広市、二本松市、駒ケ根市、東広島市、浦添市	4.0% 26.7%
	最終学歴別人員構成比		
		当法人	国※3
	大学卒以上	90.3%	54.1%
	短大卒	6.2%	12.6%
	高校卒	3.6%	33.2%
	中学卒	0.0%	0.0%
※1 平成25年度給与公表比較対象者 ※2 平成25年国家公務員給与等実態調査 第10表 ※3 平成25年国家公務員給与等実態調査 第2表			
2. 高度の専門性及び類似業務の給与水準 開発途上国が抱える問題の分析、プロジェクトの企画・審査、開発途上国政府や国際機関との交渉等の業務を担うため、当法人の職員には修士や博士の学位取得者が一般的である国際機関職員と同様、高いレベルの語学力、折衝・調整能力に加え、専門性が求められている(当法人の大学院卒以上の者の人数は500人以上。また、平成26年度新卒採用職員のTOEIC平均点841点は、新入社員の平均点505点を大きく上回る)。こうした中核的な人材は、新卒採用では総合商社等と、経験者採用では国際機関等と競合していることから、人材確保のために合理的な給与水準とする必要がある。 年間平均給与の比較			
機関名		年間平均給与	
当法人(海外勤務者を含む)		7,998千円	
国際機関A ※4		11,630千円	
総合商社B ※5		14,193千円	
総合商社C ※5		13,096千円	
※4 2013年年次報告書より購買力平価レートで円換算。 ※5 2012年度各企業有価証券報告書より。			

	<p>3. 援助機関としての職員構成</p> <p>国際機関や他国援助機関においては、援助の実施にあたり高度な専門性が必要とされることから、職員全体のうち7～8割以上を相対的に給与水準が高い専門職員が占め、定型業務やアナリスト等が行う専門的なサポート業務については、コンサルタント等の外部人材を積極的に活用している。</p> <p>当法人においても、同様の考えに基づき、国際機関や他国援助機関における専門職員に相当する職員が太宗を占めている。このような職員構成の影響により、職員全体での平均給与は高くなる傾向にある。</p>
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】</p> <p>支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 60.3% (国からの財政支出額 154,467,373千円、支出予算の総額 256,185,678千円：平成25年度予算)</p>
	<p>【支出総額(平成25年度決算ベース)に占める給与・報酬等支給総額の割合】</p> <p>4.6% (支出総額 322,678,697千円、給与・報酬等支給総額14,872,066千円)</p>
	<p>【累積欠損額について】</p> <p>累積欠損額一円(平成24年度決算)</p>
	<p>【検証結果】</p> <p>当法人は政府開発援助の実施機関であり、財政支出の割合が高いことから、給与水準については、人事院勧告を踏まえたものとしている。都市部在勤者および大卒以上の者の割合が高いため、平均給与が高くなる傾向にあるが、勤務地限定・職務限定制度、役職定年制度の導入による職員構成の見直し等を行うことで、学歴・地域勘案指標は100.5となった。</p> <p>【主務大臣の検証結果】</p> <p>給与水準の再精査を踏まえ、役職定年制、勤務地限定制度、職務限定制度等施策の着実な運用により、給与水準適切化への取組が計画通りに推移していることを確認した。</p>
講ずる措置	<p>勤務地限定・職務限定制度の任用に加え、役職定年制度の導入等による職員構成の見直しを進めており、第二期中期計画の最終年度(平成23年度)までの目標(地域・学歴勘案109.8)を平成22年度に達成している。第三期中期計画においても引き続き職員構成の見直し、管理職割合の引き下げ(平成25年度の管理職割合は、平成24年度の20.1%から1.2ポイント減少して18.9%)により、地域・学歴補正後の対国家公務員指数の引き下げに努める。</p> <p>(主な取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職務限定職員の任用 2. 勤務地限定職員の任用

○比較対象職員の状況

・事務・技術

①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の914人及び任期付職員欄の42人 計956人
956人の平均年齢43.5歳、平均年間給与額7,007千円

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 24年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 14,872,066	千円 14,770,955	千円 (%) 101,111 (0.7%)	千円 (%) 101,111 (0.7%)
退職手当支給額 (B)	千円 942,384	千円 1,188,073	千円 (%) △ 245,689 (△ 20.7%)	千円 (%) △ 245,689 (△ 20.7%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 352,603	千円 475,607	千円 (%) △ 123,004 (△ 25.9%)	千円 (%) △ 123,004 (△ 25.9%)
福利厚生費 (D)	千円 2,596,742	千円 2,616,524	千円 (%) △ 19,782 (△ 0.8%)	千円 (%) △ 19,782 (△ 0.8%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 18,763,795	千円 19,051,159	千円 (%) △ 287,364 (△ 1.5%)	千円 (%) △ 287,364 (△ 1.5%)

総人件費について参考となる事項
以下の内容の臨時特例措置を通年実施。

(1) 役員

本俸月額及び地域手当の支給額の減額(△9.77%)
特別手当の支給額の減額(△9.77%)

(2) 職員

基本給の支給額の減額(資格・等級に応じて△9.77%、△7.77%、△4.77%の3区分)
賞与の支給額の減額(資格・等級にかかわらず一律△9.77%)

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の退職手当制度の改正に準じた必要な措置を次の通り実施した。

(1) 役員

平成25年1月1日から当分の間、退職手当の額は、措置前の役員退職手当規程により求められる額に、退職等の時期に応じて下表の割合を乗じた額とする。

時期	割合
平成25年1月1日～平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日～平成26年6月30日	92/100
平成26年7月1日以降	87/100

(2) 職員

平成25年4月1日から当分の間、退職手当の額は、措置前の職員退職手当規程により求められる額に、退職等の時期に応じて下表の割合を乗じた額とする。

時期	割合
平成25年4月1日～平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日～平成26年6月30日	92/100
平成26年7月1日以降	87/100